

令和7年12月相模原市教育委員会定例会

○日 時 令和7年12月24日(水) 午前9時04分から午前11時16分まで

○場 所 相模原市役所第2別館5階 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第54号) 相模原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について(教育局)

日程第 2 (議案第55号) 相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(学校教育部)

日程第 3 (議案第56号) 相模原市教育委員会事務局の職員の人事について(教育局)

4. 報告案件

日程第 4 (報告第23号) いじめ重大事態に係る事案の発生について(学校教育課)

日程第 5 (報告第24号) いじめ重大事態に係る事案の発生について(学校教育課)

日程第 6 (報告第25号) いじめ重大事態に係る事案の発生について(学校教育課)

日程第 7 (報告第26号) いじめ重大事態に係る事案の発生について(学校教育課)

○出席者(4名)

教 育 長 細 川 恵

委 員 宇田川 久美子

委 員 白 石 卓 之

委 員 中 澤 吉 裕

○欠席者(2名)

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 岩 田 美 香

○説明のために出席した者

教 育 局 長 河 崎 利 之 学 校 教 育 部 長 農 上 勝 也
(教職員課長事務取扱)

教育局参事 兼教育総務課長	沖本健二	教育総務課総括副主幹 (総務企画班)	安田 亨
教育総務課総括副主幹 (人事給与班)	角田直樹	教育総務課主査	井上祥司
学校教育部参事 兼学校教育課長	菅原 勝	学校教育課総括主幹 (人権・児童生徒指導班)	上田和子
教職員課課長代理兼主幹 (労務担当)	濱端雄高	教職員課総括副主幹 (給与班)	内山智弘

○事務局職員出席者

教育総務課主任	伊本 誠一郎
---------	--------

□開 会

◎細川教育長 ただいまから、令和7年相模原市教育委員会12月定例会を開会いたします。

本日の出席は4名で、定足数に達しております。

なお、本日、小泉委員と岩田委員より、欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、宇田川委員と中澤委員を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の、日程3、議案第56号、「相模原市教育委員会事務局の職員の人事について」から、日程7、報告第26号、「いじめ重大事態に係る事案の発生について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 では、御異議ございませんので、本日の会議のうち、日程3から7の5件については、公開しない会議といたします。

□相模原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

◎細川教育長 はじめに、日程1、議案第54号、「相模原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○沖本教育総務課長 議案第54号について御説明申し上げます。

お手元の議案第54号を御覧ください。

下段の提案の理由ですが、教育委員会規則の公布に係る手続の見直しに伴う規定の改正、その他所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

資料の2枚目、議案第54号関係資料を御覧ください。

教育委員会規則の公布に係る手続について、これまでは教育長が署名しなければならないこととしておりましたが、市長が定める規則の公布に係る手続と同様に、教育長の署名を廃止し、教育長名を記入し、教育長印を押すこととするものでございます。

2の施行期日につきましては、令和8年1月1日付けといたします。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 今までの、教育長が署名しなければならなかったものを、教育長名を記入し印を押さなければならないという、その違いをちょっと教えていただけますでしょうか。

○沖本教育総務課長 これまではサインといいますか、署名という形だったのですが、これからは印刷されたものに、それに教育長印を押すという形になります。

◎白石委員 分かりました。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第54号、「相模原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

□相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

◎細川教育長 次に、日程2、議案第55号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○農上学校教育部長 議案第55号、相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、本年6月に教員の処遇改善として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法のほか、教育公務員特例法が改正されたことを受け、市議会の12月定例会議において、相模原市学校職員の給与に関する条例が改正されたところでございます。

このうち、義務教育等教員特別手当に関して、条例施行規則に規定する事項を改正いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

議案の最後のページでございますが、議案第55号関係資料を御覧ください。

2、改正の内容でございますが、(1)として、義務教育等教員特別手当の月額について、校務の種類に応じた額を規定しております。具体的には、学級担任が行う学級担任業務に関する校務について、月額3,000円とし、学級担任以外の教員が学級担任と連携し、又は協働して行う学級担任業務に関する校務について、月額2,000円としております。

これら以外の校務については、規則の別表第3に定める月額ということで、議案の2ページ目以降にございますとおり、教員の属する職務の級及び号給に対応する額を規定しておりまして、こちらは校務を分掌される全ての教員が対象となるものでございます。これらの規定によりまして、例えば学級担任の場合ですと、3,000円に別表第3に定める額を足した合計額が、義務教育等教員特別手当の月額となります。

続いて、(2)としまして、義務教育等教員特別手当の支給について、必要な事項を規定しております。

具体的にはアとして、月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、先ほどの3,000円や2,000円については支給しないこととしております。

次にイとして、学級担任業務の分掌が月の途中で変わった場合には、手当の額は翌月から改定することとしております。

次にウとしまして、先ほどの3,000円や2,000円につきましては、定年の引き上げに伴う措置、具体的には、月額の7割とする措置を適用しないこととしております。

そのほかは給料の支給方法に準じて支給することとしております。

最後に施行期日につきましては、令和8年1月1日としております。なお、以上の改正内容については、相模原市学校職員の給与に関する条例第20条の規定に基づく、相模原市人事委員会との協議におきまして、応諾をいただいているところでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしく御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

◎細川教育長 説明が終わりました。これより質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

◎白石委員 条例改正に伴う規則改正ということなのですが、この関係資料では、義務教育等教員特別手当について、学級担任には3,000円を加算する。そして、副担任などでしょうか、そちらについては2,000円を加算するとなっております。これは、支

給額を改定するということなのか、それとも、これまで位置付けがなかった制度で、新たに支給するということなのか、まずそこを教えてくださいませんか。

○濱端教職員課課長代理 義務教育等教員特別手当自体は、これまでも支給しているものですが、6月に教育公務員特例法が改正されたことに伴い、校務を分掌された教員に支給することとなりました。今回、学級担任業務に従事する教員に対しての加算については新しい部分となっております。

◎白石委員 新たな位置付けということですね。

続けて、この3,000円、2,000円とありますが、これ以外の校務については別表の長い表になっていますけれども、ここに当てはめて算定をする業務を幾つか挙げて教えてくださいませんか。

○濱端教職員課課長代理 こちらは様々な業務がございますが、例えば保護者対応が当てはまります。

◎白石委員 関係資料には、上記以外の校務と書かれています。

○濱端教職員課課長代理 上記以外の校務ということで、この中には、学級担任業務に従事しない養護教諭ですとか、栄養教諭、それから拠点校指導員、指導教諭などに分掌される校務も当てはまります。

◎白石委員 そういう方の部分も、今まではなく、新たにここで位置付けるという理解でよろしいでしょうか。

○濱端教職員課課長代理 もともと別表3の表自体はありまして、全ての教員を対象に支給しているものですが、金額の方が、これまで給料月額の1.5%程度であったところを、1.0%程度に縮減しております。今後は、縮減した額について支給することになりますが、支給対象はこれまでと変わっておりません。

◎白石委員 この手当は、いわゆる月額のお給料に反映するものだけであって、いわゆるボーナスにも影響するものなのでしょうか。

○濱端教職員課課長代理 ボーナスには影響しないものになっております。

◎白石委員 月額の給与にのみということですね。

○濱端教職員課課長代理 そうですね。

◎白石委員 分かりました。

◎細川教育長 他にいかがでしょうか。

全体的には教職調整額の引上げがありますので、義務教育等教員特別手当が縮減された

からといって給料が減るわけではなく、担任業務に従事するかどうかで加算に差があっても、総じては先ほどの養護教諭であるとか、栄養教諭などの給与が減るというわけではありませんので、全体的には処遇改善が進んでいるというような法改正になっております。

ほかには大丈夫でいらっしゃいますか。

では、他に御質疑はございませんので、これより採決を行います。

議案第55号、「相模原市学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を原案どおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 御異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況につきまして、御報告をさせていただきます。

前回は11月7日からだったので、2か月近く、1か月半ぐらいございましたので、この間、23回程度、視察であったり表彰式等々の催事に参加をしております。

その中で、23回分を御報告すると多岐にわたってまいりますので、主だったものについて御報告をさせていただきます。

11月9日に、さがみ風っ子教師塾の入塾式がございました。関連しまして、11月29日には、さがみはら大冒険inやませみということで、教員を目指す方々を対象にした授業に参加をしてきたのですが、教師塾の方は応募が24名とありました。ただ、当日欠席された方ですとか、後からやはりというような方もいらっしゃいましたので、総数についてはまた確認をしていきたいと思っております。オンラインで参加された方も1名おいでになりまして、人数は例年より少し少ないような印象はあったのですが、参加された皆様は、本当に真剣に教職を志す学生さん、または学生だけではなくて、既に社会人として活躍されている方が、やはり教員になりたいと。もともと教員になりたかったけれども、違う職に就いていた、でもやはり教員になりたいということで、多様な方々が参加をしておりました。どなたもとても熱心に教職を目指すというようなエネルギーであふれておりましたので、頼もしいなと思っています。これから校長として、これまで活躍されていた指導者の方や、専任講師の方でいろいろなことを指導していただき、即戦力のある、そういった形の力が養っていかれるといいなと思っています。

◎白石委員 教師塾って何回あるのですたっけ。

◎細川教育長 何回でしたっけ。8回程度だったと思います。すみません、数をはっきり分

かっておらず。

いい形で還元していただけるように、活躍いただけるような指導をこれから頑張っていきたいなと思っております。

11月14日には、神奈川県市町村教育委員会連合会の研修会がございまして、綾瀬の方だったか、そちらに参加しています。どうして参加したかという、大きな理由がありまして、戸田市の戸ヶ崎教育長の講演があるとお聞きしていましたので、非常に興味がありまして、時間をやりくりさせていただきました。戸ヶ崎教育長は、私がコロナ禍に学校教育部長をやっていた頃に、何かとできないことが増えていく学校教育の中で、ICTを活用した学校教育を力強く推進されていた教育長で、当時からどのようなお考えで、こういう教育委員会を作り上げているのだろうというのは興味があって、いろいろな書物を読んで来た方なのですね。直接お声が聞こえるということで伺ったのですが、やはり前例踏襲にこだわらず、私よりも年齢的には大分先輩の方なのですけれども、積極的に学校教育に企業であるとか、様々な関連機関とか、そういうところと連携しながら、いろいろな教育を進めていくというところを直接お聞きできました。何か本市でも参考にできるものがあれば積極的に取り入れたいなと学んできたところがございます。

11月15日には、市民大学がもう60周年ということで、記念事業がありました。恥ずかしいことですが、市民大学、私もあまり詳しく承知していなかったのですが、相模女子大学さんであるとか、いろんな大学さんにも協力いただきまして、この授業が成り立っているということを、座間市の教育長とともに改めて実感してきたところです。私が思いましたのは、私は学校教育の方の畑を出てきたのですけれども、本当の教育ってやはり大人になってから、自分が興味のある分野に学びを深めていくということが、一番の学びの最終形なのだということを実感いたしました。また、参加している皆様が本当に熱意を持って参加していることに感動いたしました。また、意義を実感してきました。その中に、美術系の大学さんがやっておられるところで、女子美だったか多摩美だったか忘れてしまって申し訳ないのですが、子どもたちも保護者と一緒に参加できるような学びの形態がありまして、そういったことが、なかなか学校で学びが深められない子どもたちにも機会になるようなものってないのだろうかとか、そのようなものを感じながら帰ってきました。とてもいい機会でした。

11月19日と、あと12月1日に藤野方面に出かけています。1つはバス路線が廃止されるということもあるので、スクールバスの現状がどうなっているのかということを見

てきたのですが、まあ本当に山梨との県境に住んでおられるような児童、これから入学する予定の児童の通学区域なんかも見てきまして、幅広に本市の教育を考えていかなければいけないなということを実感してきまして、すごい道で、決して歩いて来られるようなところではないですし、熊の問題もあって、登校の手段については教育委員会がしっかりと考えていかなければならないなと思いました。また、小原の郷の方が議会でも条例改正とかで問われておまして、その関連で小原宿本陣についても話題に上がることがありましたので、見てきたのですが、率直にああ、すごいなと思いました。こういう歴史的なものがあるのだなと思ったときに、あの小原宿本陣をこれから、この間御紹介した文化財保存活用地域計画なんかも踏まえて、これをどんなふうにも活用していったらいいのかななんていうのは感じながら、現地に飛んできたところです。

12月6日にさがみはら生徒会長会議があったのですが、これは例年すごいなと思うのですが、今年度も本当に素晴らしい、各学校の生徒会の実践例が報告されまして、とても頼もしく思いました。中学校の生徒会が、自分の学校をよりよくするのだと思うあのエネルギーというものは、とてもそれは素晴らしいものなので、何かと暗い話題が多くなってしまっているのですが、こういう明るい話題もどんどんどんどん皆さんに、いろんなところに市民の皆様にも報告ができたらいいいのかなと思いました。

最後になりますが、昨日ですが、相模女子大学の茜館の解体に係る部材寄贈の贈呈式に行っていました。改めて、茜館に対する、理事長からもいろいろお話いただいたのですが、ただの施設というよりは、これまでも広く市民の方々、地域の方々、または様々な教育関係者の方々に馴染みがあった、活用いただいた茜館が閉じるということに対して、きっと大学関係者の方々、地域の方々には寂しい思いをされたのかなと。私はあまり相模女子大学には関連がなかったのですが、よく高校時代に練習試合でお邪魔して、正門をくぐったときに右手にあるはずのものがなかったのも、しばらくぶりに行った私も、博物館館長に何か寂しくなったねと。何もなくなっていたので、存在感はやはり、訪れる者に対しての存在感はあったのだなということを実感しまして、その辺りを理事長にお伝えしました。雑談の中では、相模女子大学さんの方も教員養成にかなり力を入れておまして、新しい免許の取得の制度を作ったりとか、そういった意味でも本市に社会教育とともに、やはり学校教育の方とも連携していきたいなんていうお話を理事長からもいただきまして、これからも相模女子大学さんの方とは連携していろいろやっていきたいなと思いました。寄贈された物品につきましては、博物館の中で展示をする等々で活用してまいりたいと思

っています。

22日に終わりました市議会では、先ほど、学校教育部長の方から提案があった教職員の処遇改善に関することであるとか、代表質問の中では不登校対策に関することなどが、かなり質問をいただいたところです。

以上、ちょっと長い期間の中を簡単な御説明で申し訳なかったのですが、私の活動でございました。

○農上学校教育部長 先ほどの教師塾ですが、全8回でございまして、1月からは後半の4回で模擬授業等を行ってまいります。

◎細川教育長 では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。

次回は1月21日、水曜日、午前9時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎細川教育長 それでは、次回の会議は1月21日、水曜日、午前9時30分からの開催予定といたします。

それではここで、暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方については、恐れ入りますが退室をお願いいたします。

(休憩・9:28～9:30)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

□いじめ重大事態に係る事案の発生について

(公開しない会議)

◎細川教育長　ここで、11時5分まで休憩といたします。

(休憩・11:00～11:05)

□相模原市教育委員会事務局職員の人事について

(公開しない会議　原案どおり可決)

◎細川教育長　以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

□閉　　会

午前11時16分　閉会